

寄附金控除の計算例（平成27年からの寄附）

給与収入700万円で
所得税の税率 20%
住民税所得割額 350,000円 の場合

市に対する寄附金のうち適用下限額2,000円を
超える部分について、所得税と住民税を合わせて
全額控除されます。

寄附金 100,000円 の場合

寄附控除対象額 98,000円

控除対象外
2,000円

【A】所得税還付分

計算式 $\text{寄附控除対象額} \times \text{所得税率}$
 $98,000\text{円} \times 20\% = 19,600\text{円}$

【B】復興特別所得税分

計算式 $【A】 \times 2.1\%$ （100円未満切捨て）
 $19,600\text{円} \times 2.1\% = 411.6\text{円} \Rightarrow 400\text{円}$

住民税税額控除（基本控除）

計算式 $\text{寄附控除対象額} \times 10\%$ （一律）
 $98,000\text{円} \times 10\% = 9,800\text{円}$

【A】
所得税
還付分
19,600円

【B】
復興特別
所得税分
400円

住民税税額控除【C】

基本控除
9,800円

特例分控除
68,600円

$9,800\text{円} + 68,600\text{円} - 【B】$
 $= 78,000\text{円}$

住民税税額控除（特例控除）

計算式 $\text{寄附控除対象額} \times \{90\% - \text{所得税率}\}$ …注1

$98,000\text{円} \times \{90\% - 20\%\} = 68,600\text{円}$

注1：控除上限額は、住民税所得割の2割となります。
（この場合は、上限70,000円）

【A】 + 【B】 + 【C】 の98,000円が所得税と住民税から控除されます。
（寄附額との差の自己負担分は2,000円）